# 研究ノート

スリランカ武力紛争の軍事的解決がもたらしたもの -大統領への集権化と民族問題の政治的解決の停滞という逆説-

# 村田 真一

はじめに28
1. ラージャパクサ大統領への集権化:制度と政治パフォーマンス29
(1) 強まるラージャパクサ大統領個人へのフォーカス29
(2)大統領権限の強さ31
(3) 国会と選挙制度34
(4) ラージャパクサ大統領の政治パフォーマンス36
2. 集権化に伴う懸念
(1) 権力維持のメカニズム:選挙の公平性への疑問38
(2) 権力の更なる拡大・維持:第 18 次憲法修正の可決39
(3)軍事化を伴う集権化:治安当局への恐怖40
(4) ラージャパクサー族の人事掌握41
3 集権化がもたらしたもの:民族問題の政治的解決の停滞43
(1)集権化の利点44
(イ) 国会での問題解決の可能性の高まり44
(ロ) 大統領令の行使:「過去の教訓・和解委員会(LLRC)」の活動45
(ハ) タミル政党との歩み寄り45
(2) 集権化の反作用・副作用46
(イ) 全政党代表者会議(APRC)の断念47
(ロ) 憲法修正の機会逸失47
(ハ) 政治制度改革よりも開発?48
おわりに

# はじめに

スリランカ政府と「タミル・イーラム解放の虎 (Liberation Tiger of Tamil Eelam (LTTE))」)の間で約30年に亘って戦われた武力紛争は、2002年のノルウェーを始めとする国際社会の仲介・支援のかいもなく、2009年5月、前者が後者を軍事的に殲滅させるという「軍事的解決 (military solution)」という形で終結した。「軍事的解決」という結末について、国際社会、特に欧米各国の関係者は失望感をもって見る一方、スリランカ国内では熱狂的な賛辞が与えられた。

紛争解決研究の間では、軍事的解決を是・已むなしとする視座がある。代表例は 1945 年~1993 年の期間中の世界各地の国内紛争の統計を纏めたリクリダー(1995) の統計分析である。リクリダーによれば、対話を通じて実現された平和よりも、武力を通じて実現された平和の方が、パワー・バランスの観点から持続し易い傾向にあり1)、軍事的解決が必ずしも悪ということにもならない。しかし、軍事的解決についての評価は簡単ではない。「戦争のない状態が長続きする」という指標だけでなく、その後に如何なる質の平和が築かれるか、という点に目が向けられる必要がある。

紛争研究の観点からは、確かに政府と LTTE の間の組織間武力紛争 (organizational armed conflict) は終結したものの、その背景にある政府に代表 される多数派シンハラ人と少数派タミル人の間の民族間・コミュニティ間対立 (ethnic/communal conflict) は解消されていない。スリランカではシンハラ人に よる優遇政策の継続が少数派タミル人の反感を誘発し、武力組織 LTTE が生まれ紛争に発展した。民族対立は依然として根深く、民族間の格差が是正されなければ問題解決とはみなしえない。

民族紛争の解決の観点から終戦後の約2年半(2009年5月~2011年9月)を振り返ると、2つの逆説的な現象が生まれている。一つは、民族問題の政治的解決(即

Licklider, Roy., "The Consequences of Negotiated Settlements in Civil War, 1945-1993", in <u>American Political Science Review, Vol.89, No.3 (Sep.1995)</u>, American Political Science Association, 1995, pp.681-690.

ち、民族間の和解やマイノリティ居住地域への権限移譲)の停滞・退化現象である。 武力紛争の軍事的解決が終結したのに伴い、スリランカ政府は横柄になったとの見 方が強まっている。もう一つは、ラージャパクサ大統領への集権化現象である。 LTTE の軍事的解決の成功は、ラージャパクサ大統領の強い指導者としての評価を 決定的にし、国民の間での熱狂的人気を生んだ結果、同大統領への集権化を助長し た。

スリランカでは、これまで大統領へのある程度の集権化は、民族問題の解決の観点から、必ずしも悪いこととは考えられてこなかった。むしろ大統領と議会の対立が解消され、大統領・与党に大きな権力が与えられれば、民族問題の解決も進むと信じられてきた。特にラージャパクサ大統領は現実的で柔軟な政治家であり、LTTEの打倒だけでなく、民族問題の政治解決の進展をも期待する声があった。しかし、少なくとも現時点では、こうした期待は裏切られつつある。集権化によって、民族問題の政治的解決の展望は、むしろ閉ざされつつある。

本稿は、戦後におけるラージャパクサ大統領における集権化のあり方に着目し、「集権化」と「民族問題の政治的解決」の関係を分析する。

# 1. ラージャパクサ大統領への集権化:制度と政治パフォーマンス

#### (1) 強まるラージャパクサ大統領個人へのフォーカス

スリランカでは 2010 年 1 月(戦後約半年)に大統領選挙が実施され、現職のラージャパクサ大統領が勝利して 2 期目の任期(2010 年 11 月から 6 年間)が確定した。また同年 9 月に第 18 次憲法修正が国会で可決され、大統領の三選禁止規定を撤廃し、大統領の国会委員会に対する人事権限を強化する内容であった。こうした一連の流れを捉えて、スリランカでは今、ラージャパクサ大統領得への「(中央)集権化(power centralization / consolidation)」を指摘する声が強まっている。

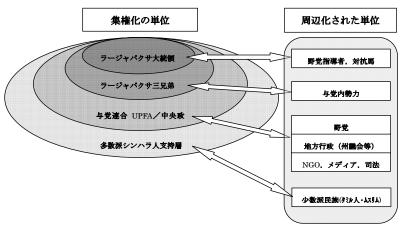


図1: 意志決定における集権単位と弱体化する周辺

(出典) 筆者作成

「権力(power)」が意味するものの範囲は広く、軍事力・経済力・意志決定力等、様々であるが、今顕著なのは、政治における意志決定力の集中である。意志決定力の集中は、次の4つのレベルで起こっている。第一に、ラージャパクサ大統領(2005年11月より現職)個人である。大統領は国家の長として、また国防大臣、財務計画大臣等の要職を兼任し、鍵となる権限を掌握している。第二に、大統領の周囲を取り囲む親族である。経済開発、国防次官、国会議長といった要職には、自らの3兄弟を据えている。第三に、同大統領が率いる与党連合「統一人民自由同盟(United People's Freedom Alliance(UPFA))」の国会での議席拡大である。以上3つの単位は、謂わば三位一体と言えるが、その中心に位置する大統領は最重要単位と言えよう。親族・与党連合は、大統領が交代するようなことがあれば大きな影響を受ける脆弱な立場にあり、大統領に従属している。この他、民族レベルで見れば多数派シンハラ人への集権化傾向も指摘できる。ラージャパクサ大統領は、自らが所属する多数派シンハラ民族を、特に農村部のシンハラ大衆を支持基盤としているからである。20。

<sup>2)</sup> ただし、同大統領とシンハラ大衆の間には強い関係があるとの説もある一方で、少数派タミル人配慮の政策を今後進める可能性も否定できないため、シンハラ社会に関する分析は別稿

集権化に伴い、周辺化・弱体化された勢力もいる。政府・与党から離れた様々な団体、具体的には、野党各党、NGO、一部のメディア、地方行政、少数民族(特にタミル人)等である。これらのアクターの政府に対する政策提言力は明らかに弱まっている。

集権化を懸念する声は、国内外で聞かれる。しかし、実際はこの意味について、客観的な記述・分析が十分なされているとは言いがたい。特に、ラージャパクサ大統領・UPFA政権の場合、基本的には権力が合法的・民主的選挙を通じて正当な手続きの下で集められているとも言え、この点は見過ごされる傾向にある。同政権の性格について、選挙の不在や多元性・自由の制限の程度等によって定義される厳密な意味での「権威主義体制(authoritarian)」の概念では説明できない部分があり、ましてや「独裁(dictatorship)」という極端な概念、或いは中傷的な表現では不適切となり得る3)。他方、今日の集権化を巡る大きな論点は、ラージャパクサ大統領・政権への集権化が、どの程度重大な事態であるのか、という点であることは間違いない。この問題に応えるために、集権化の前提となるスリランカの政治制度・慣習・歴史から見ていきたい。

#### (2) 大統領権限の強さ

スリランカでは大統領に対して強大な権限が制度的・合法的に付与されている。 ラージャパクサ大統領に限らず、誰が大統領になろうとも強大な権限が与えられる。 スリランカが大統領制となったのは 1978 年の憲法改正においてであり、当時のジャヤワルダナ首相(現野党の「統一国民党(United National Party(UNP))」所属)が経済開発の促進には大きな権力が必要との信念から、自らの権力を拡大するために議院内閣制(首相に実権)を改定し、大統領制度に移行させ自ら大統領に就任したのが始まりである4)。 粕谷(2010<sup>5</sup>)及び三輪(2010<sup>6</sup>)は、大統領制におけ

の課題としたい。

<sup>3)</sup> J.リンス (高橋進監訳)『全体主義体制と権威主義体制』法律文化社、1995年。

<sup>4)</sup> ジャヤワルダナ政権は経済面で資本主義的政策を進めた結果、都市・農村の格差を拡げる結果を生んだだけでなく、農村部のマルクス主義青年運動の暴力化(JVP)、或いは北・東部に

る大統領の議会に対する権限の「強さ<sup>7</sup>」を比較研究した結果、アジア(東・東南・南・中央アジア)の9カ国中<sup>8</sup>、スリランカを第5~7位<sup>9</sup>に位置付ける。スリランカの立法権限が他のアジア諸国に比べ弱い<sup>10</sup>ことが、低めの順位となっている理由であるが、三輪は、実際には、大統領、議会、司法府の関係等を検討すると、憲法に規定されている以上に大きな権力を行使できているとして、実質的には「強い」と結論づけている。では、スリランカの大統領の権限が「強い」とされる所以は何であろうか。

第一に、大統領は自身の多種の執行権と、強力な人事権を要する。憲法で規定されているように、大統領は国家元首で行政府の首長であり、軍の最高司令官であり(30条)、内閣の首長でもあり(43条)、閣内大臣でもある。また大統領は首相の任命権(43条)及び解任権(47条)を有し<sup>11</sup>、必要とあらば首相と相談して大臣

おける LTTE の武力闘争を助長してしまったとの批評もある("Died J.R. Jayawardene", Asiaweek 15/11/1996, Asiaweek.com)。

- 5) 粕谷祐子「アジアにおける大統領・議会関係の分析枠組み」粕谷祐子編『アジアにおける大統領の比較政治学』ミネルバ書房、2010年
- 6) 三輪博樹「スリランカの半大統領制:スリランカの大統領は弱いのか」粕谷祐子編 op.cit., 2010 年、ミネルバ書房。
- 7) 粕谷(op.cit., 9-16 頁)及び Shugart, Mathew and Carey, John M., <u>Presidents and Assemblies</u>, Cambridge University Press. 1992, pp.393-436. は、大統領の権限の「強さ(政策課題を立法化できる程度)」の程度を測る上で、議会に対する影響力に着目して分析している。粕谷(op.cit., 17-18 頁)及び Mainwaring, Scott and Shugart, Mathew S., "Conclusion: Presidentilism and the Party System", in Mainwaring, Scott and Shugart, Mathew., eds.、 <u>Presidentialism and Democracy in Latin America</u>, Cambridge University Press. 1997b: pp.421-429.
- 8) アジアにおいて、ある程度民主的と位置づけられるのは 16 カ国。内、9 カ国(アフガニスタン、インドネシア、韓国、キルギスタン、スリランカ、台湾、東ティモール、フィリピン、モンゴル)は大統領制の系統に属し、7 カ国は大統領制の対置概念である「議院内閣制」に所属する(粕谷、op.cit., 3 頁)。
- 9) 粕谷(op.cit., 3 頁) はスリランカを 9 カ国中 7 位に位置づけているが、本研究ではスリランカにおける大統領令の存在が認知されていない。大統領令の運用を含めれば、スリランカは5 位にランク付けされるはずである。
- 10) 特にスリランカの大統領は、包括的拒否権、部分的拒否権、予算修正規制権を有しておらず、 これらの点が他国との比較上、大統領権限が相対的に弱いとされる最大の理由となっている (粕谷、op.cit., 16 頁)。
- 11) 首相の任命に関して、スリランカ憲法では、大統領は「自らの考えにおいて、議会の信任を最も得やすい者」を首相に任命することとしている(43条(3))。したがって、必ずしも、議会の多数派の中から選出しなければならない、との規定があるわけではない(三輪、op.cit., 122頁)。

及び省の数・大臣の担当事項を決定でき(44 条)、いかなる担当事項も大統領自ら担当できる。

第二に、大統領は、実際上は立法権限を要する。大統領自身として法案の提出権を有していないが、大統領は任意の大臣を兼務できるため、大統領ではなく大臣という立場で、法案を提出できる(44条)。現職のラージャパクサ大統領は、国防大臣、財務・計画大臣、港湾航空大臣、ハイウェー大臣を兼務している。例えば、客年の国家予算案といった重要法案の場合においても、2011年度国家予算案は大統領自身によって財務・計画大臣としての立場で、法案が提出されている。また他の重要法案の例では、例えば 2010年9月に国会で可決された第18次憲法修正案は、大統領によって任命されたジャヤラトナ首相によって国会に提出されている。

第三に、大統領は司法に対する人事上の影響力を有する。議会は大統領を弾劾する権限がある(42条)が、弾劾の手続きを行うに当たっては、最高裁判所による調査・報告が必要とされる(38条)。大統領は最高裁判所や高等裁判所の判事の任命権を有しているため、議会が大統領の弾劾を行うのは、実際上困難な仕組みとなっている。

第四に、スリランカの大統領は国会の承認を必要とせずとも公共安寧法(Public Security Ordinance (PSO))に基づき大統領令を発令することができ、その一環として全土に緊急事態令(Emergency(Miscellaneous Provisions and Powers)Regulation))を公布できる。緊急事態令とは、2005年8月にカディルガマール外相暗殺を受け、当時のクマーラトゥンガ大統領が公布したものであるが、軍・警察の権限を強化し、令状無しの容疑者逮捕や最長12ヶ月の逮捕者拘束を可能とする点に最大の特徴がある。同令の起源は1979年、ジャヤワルダナ政権時に提案されたテロ防止法(Prevention of Terrorism Act(PTA))にある。1982年、PTA制定により、テロ活動防止のため一部の権限が司法から軍及び警察に移管され、強大な権限が治安当局に付与されるようになった120。2002年にLTTEとの停戦合意が締

<sup>12)</sup> PTA 法の施行により、当時ジャヤワルダナ大統領は、潜在的対抗馬であったスリマヴォ・バンダラナーヤケ元首相を6年間の公民権停止処分に追い込んだ。

結されると、同合意第2条第12項によりPTAは事実上停止されることとなったが、2005年、カディルガマール外相の暗殺事件の捜査を発端に、緊急事態令という新しい形となってクマーラトゥンガ大統領の手によって復活された。以来、国会で繰り返し任期延長され、大統領は治安面で強大な権限を維持するようになった。総じて、ジャヤワルダナ初代大統領以降、多少の程度の差はあるとしても、すべての大統領が PTA や公共安寧法を通じ、治安当局を合法的に自らの権限の下に置こうとしてきた13)。

#### (3) 国会と選挙制度

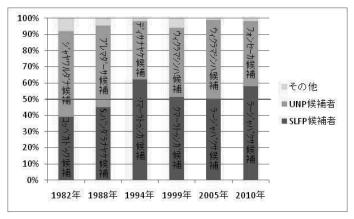
スリランカの政治制度では、大統領が常に「強さ」を発揮できるとは限らない。 大統領の「強さ」は、大統領の所属政党が国会の多数派を占めているか否か、また どの程度大きな議席を有しているか、に大きく左右される<sup>14)</sup>。例えば、現職のラー ジャパクサ大統領が所属する与党連合 UPFA (最大与党である「スリランカ自由党 (Sri Lanka Freedom Party (SLFP))」を中心とする与党連合)は、国会の総議 席数の 2/3 以上を占めているため、強さを発揮できる環境にあるが、そうでない政 権も過去に存在した。例えば、クマーラトゥンガ大統領時代の第 12 回国会選挙 (2001 年)では同大統領が所属する SLFPではなく、UNPを中心とする政党連合 が多数派となり、大統領と国会間で権力の「ねじれ」現象が発生した。これにより、 「ク」大統領は権力を発揮できず、また国会でも政策を通すことはできず、結局、 2004 年には国会解散の道を選択せざるを得ない状況に追い込まれた。このように大 統領の実権には「脆さ」もあるが、裏を返せば、大統領の所属政党が国会で多数を 占めれば占めるほど、大統領は強大な存在へと変貌することになる。

<sup>13) 2011</sup> 年 8 月, ラージャパクサ大統領は「緊急事態令」の失効を宣言し、戦後の平常化を象徴する出来事として国内外で歓迎されたものの、実質的な変化はないとの批判がある (2011 年 9 月 2 日付デイリーミラー紙)。

<sup>14)</sup> 三輪博樹、op.cit., 2010年、127-129頁。

大統領選挙の歴代結果を振り返ると、両党候補の得票率は接近することが常であるが(右図2参照)、2011年の大統領選挙では、ラージャパクサ候補が得票率57.88%を獲得し、はっきりとした勝差をつけ、人気ぶりを示した。

### 図2:スリランカ大統領選挙歴代結果

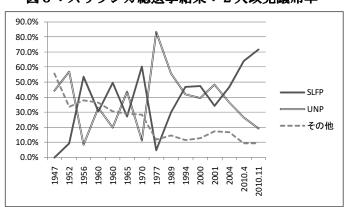


(出典)「スリランカ選挙管理局サイト(www.slelections.gov.lk)」より筆者作成

またスリランカの民主主義<sup>15)</sup>の歴史を振り返ると、大統領所属政党如何に関わらず、与党が飛び抜けて大きな勢力を占めることは殆ど無かった。1948年の独立以来、現最大与党のSLFPと現最大野党のUNPの2大政党が接近した政権争奪戦を繰り

広げ、両党間の勢力の差は、歴史を通じて接近している16)。両党間で度重なる政権交代が起こり(右図3参照)、1952年以来過去13度の総選挙の内、SLFPは7回、UNPは6回第一党の座についている。その結果、また

# 図3:スリランカ総選挙結果:2大政党議席率1



(出典)「スリランカ選挙管理局サイト(www.slelections.gov.lk)」より筆者作成

<sup>15)</sup> スリランカはアジアで最も古い民主主義国の一つとして、一貫して定期的な選挙を通じて国政の代表である大統領・国会議員を選出してきた。国政選挙の定期的実施以外にも、例えば、メディアによる政府批判も通常に見られる他、野党や労働組合、NGO等による抗議集会等も日常的に行われている。

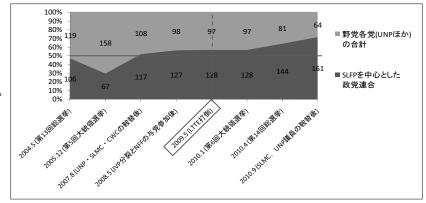
<sup>16)</sup> 例外的に、1977 年~1989 年のジャヤワルダナ UNP 政権時は 2 大政党の格差が大きくなった。1977 年の第 8 回総選挙では、UNP は総議席数 168 (当時) の内、140 議席 (議席率 83.3%) を獲得し、2 度に亘り憲法修正を国会で可決させた。

与党第一党の獲 得議席率の平均 は 53.0%となり, 両党の接近ぶり は明らかである。 現職のラージ ャパクサ大統領 率 いる UPFA

は、戦後1年も

経たない 2010

### 図4:与野党議席数の推移 (2004年5月~2011年3月)



(出典)「スリランカ選挙管理局サイト(www.slelections.gov.lk)」より筆者作成

年4月に実施された総選挙で圧勝を収め(全225議席中144議席獲得)、以後6年間、与党としての地位を確保した。総選挙後も、UPFAの勢力拡大は留まることを知らない。野党を裏切り与党に鞍替えする議員が相次ぎ、2011年3月現在、UPFAの議席数は161議席(議席率71.6%)に達し、2大政党間のパワー・バランスは与党 SLFP側に大きく傾いた(右図4参照)。スリランカでは、150議席(国会議席数の2/3)以上の賛成票を得られれば憲法ですら改正できることができるため、161議席は余裕を持て余す議席数である。これによって、ラージャパクサ大統領は、国会に対し強い影響力を持てる環境を整えている。

#### (4) ラージャパクサ大統領の政治パフォーマンス

上述のように、集権化の前提には、スリランカに固有な大統領制度の強さ、及び 国会議員選挙においても民主主義の手続きがある。その上でラージャパクサ大統領 は、スリランカ政治史上、希な権力集中状態を実現したと言える。しかし、権力集 中が実現した理由は他にもある。それはラージャパクサ大統領が、既存の環境・制 度内で見せた政治プレーヤーとしての手腕である。大統領は、制度に則り抜群の成 績を残した勝者であるという点も見逃せない。では、その政治手腕とはいかなるも のなのか。 第一に、長年の難題であったLTTEとの武力紛争の問題を解決したことはラージャパクサ大統領の歴史的業績とされる。国民は和平合意を遵守せず、テロ行為を繰り返すLTTEとの対話の可能性を見限り、テロ打倒のためには武力も辞さないとの強い姿勢を見せる大統領を熱狂的に支持した<sup>17)</sup>。LTTEの軍事的打倒を実際に成し遂げたことによって、ラージャパクサ政権への支持は頂点に達した。その結果が、戦後間もない大統領選挙及び総選挙での大勝利である。

第二に、ラージャパクサ大統領は国民、特にシンハラ多数派の大衆層を明確な対象として絞り、効果的な言説を創り出すことによって、自らに反対する勢力(野党、市民社会、メディア)を弱め、自らの人気・支持を呼び込むことに成功した。人気取りの秘訣は、「(仮想) 敵」や「国の裏切り者」という二項対立的な言説の創造である。そのように呼ばれたのはLTTEだけでなく、LTTEとの和平プロセスを推進した野党、欧米、NGO、メディア等、政府批判を行う様々なアクターたちであった。特に、和平プロセスを牽引した野党 UNPを「国の裏切り者」と称し、和平プロセスの功績を否定する言説を繰り返すことにより、野党への国民の信頼を失墜させた。また対外的には、停戦/和平/対話を執拗に求めてきたノルウェーをはじめとした「西側諸国(the West)」に対して断固とした抵抗姿勢を示すなど、「強い指導者」としての自らをアピールすることで、国民から絶大な人気を得た。

第三に、ラージャパクサ大統領は野党・マイノリティ政党をバラバラに分散させ、 弱いままとすることに成功した。その常習的手法は、野党・マイノリティ政党の政 治家たちの中から、与党を支持する可能性のある者を個人レベルで取り込み、野党・ マイノリティ政党から離脱・鞍替えさせるものである。鞍替えした議員たちには大 臣職・副大臣職が与えられ、寝返った者に野党批判をさせることで、野党内の連携・ マイノリティ内の支持者間の団結を断つ。これによって野党はお互いに喧嘩し合い、

<sup>17) 2005</sup> 年 11 月の大統領就任時点において、ラージャパクサ大統領は対抗馬の現職ウィクラマシンハ候補と限りなく僅差で勝利したに過ぎず(ラージャパクサ首相:50.29%、ウィクラマシンハ総裁:48.43%)、大統領としての支持基盤は決して強くなかった。LTTE 打倒へ向け戦況が優勢に進むようになると、国民からの支持はうなぎ登りになり、例えば 2008 年 5 月~2009 年 10 月の期間中、連続的に行われた 8 州の州議会選挙の結果は、UPFA の得票数は60%超となり、しかも徐々にその上昇傾向を見せた。

結束勢力が発生しにくい政治環境が創られている。

第四に、自らを脅かす政敵を創らないことに成功している。自らの対抗馬・将来的な脅威となり得る人物に対し徹底した圧力をかけている。象徴的な例は、1月の大統領選挙で野党共通候補となったサーラット・フォンセーカ前国防参謀長である。フォンセーカ候補はLTTEを倒した政府軍の陸軍司令官であり、国民的英雄とされた人物であった18)。しかし大統領選挙の結果、フォンセーカの敗北が確定すると、直後にフォンセーカは、違法軍事取引等の様々な容疑で逮捕される19)。フォンセーカに対しては、特別な軍事法廷が設置され、懲役30ヶ月の有罪判決が下された20)。また、ラージャパクサ大統領にとって幸運なのは、かつての大統領選挙の対抗馬であり、和平プロセスの失敗で国民からの人気を失墜させた野党UNP党首であるウィクラマシンハ氏が、いつまでも現職の地位に居座ろうとしていることである。ウィクラマシンハは若手UNP議員たちから厳しく党変革を迫られている身でありながら、一行に党内で選挙を実施しようとせず、必要な党改革も行おうとしない。

# 2. 集権化に伴う懸念

ラージャパクサ大統領に集まった権力の性質について、非民主的/権威主義的である等、影の面を指摘する声も多々ある。特に野党関係者や市民社会らは、過去にないほど危険な大統領・政権である、と主張する。

#### (1)権力維持のメカニズム:選挙の公平性への疑問

最も根本的な批判は、2010年1月に実施された大統領選挙も含め、選挙プロセ

<sup>18)</sup> UNP は、大統領選挙に際して自党からラージャパクサ氏に勝てる見込みのある候補が擁立できなかったことから、国民的人気のあった英雄的軍人を担ぎ上げることを選んだ。

<sup>19)</sup> 逮捕当初よりフォンセーカにかけられた容疑は、軍事クーデターの謀略、ラージャパクサ大統領暗殺計画、陸軍司令官及び国防参謀長在任中に野党と共謀して軍に対する違反及び不正、違法軍事取引、の4点とされた(2011年2月9日付デイリーミラー紙)。

<sup>20)</sup> フォンセーカは 4 月の総選挙で獄中から選挙戦に出馬し、当選を果たしたが、9 月には国会議員としての資格を剥奪された。

スの公正性への疑問である21)。

最近の大統領や総選挙では、投票日当日の状況については、殆どの選挙管理関係者から公正であったとの一般的評価がなされている。しかし、選挙前のキャンペーンにおける違反行為など関係者が共通に批判した点もある。選挙運動全期間を通じて900件以上の事件が発生(特に終盤戦で多発)しており、その多くは政府側が国有資源(メディア・国営バスの選挙キャンペーン利用等)を利用して選挙戦を闘ったこと等に起因する。こうした事態の中、選挙管理委員会は警察に厳重な対処を再三要請したにも関わらず、十分な措置は取られず、与党が圧倒的優位のまま選挙戦を展開した。この点、選挙管理委員会は、「選挙キャンペーン期間中において、平和・自由・公正の面で望ましいレベルに達しなかったことは遺憾。特にメディアに関するガイドラインが遵守されなかった」と厳しい評価を下した。このように、今後も、大統領・与党が常に国有資源を掌握し、選挙戦を有利に進める構造が維持・強化される可能性は拭えない。

#### (2)権力の更なる拡大・維持:第18次憲法修正の可決

ラージャパクサ大統領は権力維持指向を強めているとの懸念もある。それを示すのは、2010年9月に国会で可決された第18次憲法修正である。この内容は、大統領3選禁止制度の撤廃、及び人事に関する大統領権限の更なる強化に主眼が置かれた。具体的には、大統領の存続を制御メカニズムの一つである三選禁止制度を撤廃したことにより、自ら次期大統領選挙に再出馬できる権利を得た<sup>22)</sup>。また、それまで第17次憲法修正によって提案されていた「憲法委員会(注:選挙管理員会をはじめ国会下に置かれた各種機能委員会のメンバーの任命権を持つ親委員会)」を撤廃し、新たに大統領が「議会委員会(注:与野党国会議員5名で構成される)」に「意

<sup>21) 2010</sup> 年 1 月の大統領選挙の結果、ラージャパクサ大統領の勢いが示されたことにより、同年 4 月の総選挙の与野党間の結果は決定されたも同然であった。そのため、ここでは、総選挙 については触れず、天王山とも言うべき大統領選挙のみに言及した。

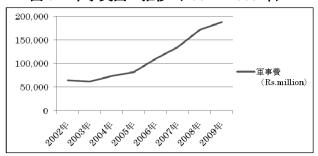
<sup>22)</sup> フランスのように再選禁止制度を持たない大統領制を持つ民主主義国もあり、大統領の三選制度自体が権威主義指向とは必ずしも言えない。また、ラージャパクサ大統領の第3期目が直接保証されるものでもない。

見を伺う(seek observation)」だけで委員のメンバーを決定できる仕組みとするものとなった。これにより、例えば選挙管理委員会は益々独立性を失って、大統領の影響力を直接受けるのではないかと見られる。

#### (3) 軍事化を伴う集権化:治安当局への恐怖

武力紛争終結後、軍の規模 はなかなか縮小されない。国 防支出・予算を見れば一目瞭 然である。戦後の国防予算は、 2年連続増となった(2010年 度:2,010億米ドル、2011年 度:2,140億米ドル)<sup>23)</sup>。ま たラージャパクサ大統領は、

## 図5:軍事支出の推移 (2002~2009年)



(出典) 「Central Bank of Sri Lanka Annual Report」より筆者作成

大統領権限での公共安寧法を運用し、治安当局の実力行使体制を緩めようとしない。 北部州には、戦後、2.7 万人規模の兵士が駐留している<sup>24)</sup>。こうした政府軍・警察 の肥大化を、集権化傾向と関連付けて「恐怖の拡大」と懸念する声もある。

政府にも言い分はある。LTTE 再興の恐れが全く無い訳ではないこと、戦争で疲弊した北・東部州の治安維持、また戦時に契約した武器の支払いが残っている等々である。仮に約20万人規模に膨れあがった陸軍を、かつての約10万人にまで削減した場合、それによって除隊した一般兵士に就職の機会を与えなければ、社会的不安定さを増す、との考慮もあろう。しかし最大の理由は、LTTE の軍事的打倒を成し遂げた政府軍兵士を、蔑ろにできない事情にあると見られる250。しかし、軍の規

<sup>23)</sup> ラージャパクサ大統領は大統領就任直後から軍事力拡大を強力に推進した。和平プロセス開始時(2002 年)の軍事支出と 2009 年のそれを比較すると約 3 倍に増大した他、人件費・武器等機材費もそれぞれ 3 倍増となった(Central Bank of Sri Lanka, "Table 100", in <u>Central Bank of Sri Lanka</u> Annual Report 2009.)。

<sup>24)</sup> デシルバ灌漑・水資源管理大臣の国会での発言(2011年9月8日付デイリーミラー紙)

<sup>25)</sup> 現地に在勤している著者の印象では、ラージャパクサ大統領が政府軍兵士を「国の英雄」として称賛し手厚く扱う理由として、兵士たちが LTTE を打倒したという功績もさることながら、兵士たちの多くが大統領の政治的支持基盤である南部の農村地域(シンハラ民族主義傾

模が縮小されないことに対する周囲からの批判は強く、これが人道上の理由に勝るものなのか疑問視される。例えば、野党の間では福祉分野の軽視であるとの批判がある。特に北・東部を本拠とする最大タミル政党連合「タミル国民同盟(Tamil National Alliance(TNA))は、北・東部州における政府軍のプレゼンスは多数派シンハラ人による「植民地化」であると厳しく批判している。 いずれにせよ、スリランカ社会における軍の存在感がこれ以上高まれば、やがては軍が、政府の統制から逸脱した行動を取り始めるのではないか、という恐れを指摘する声もある。

軍重視の姿勢は、法の運用の仕方にも現れている。大統領は戦後、テロの脅威が 激減したにも拘わらず、依然として「公共安寧法」を運用し続けている。また、国 防大臣の立場から「テロ防止法」も維持している。これらの法規は、治安事項の直 接の根拠法となっており、少数派の人々の生活に影響を与えている。例えば、北・ 東部における軍の駐屯、ハイ・セキュリティ・ゾーンの設置などである。つまり、 「大統領権限」が「軍の存在」と直接結びつくことによって、「危険な」イメージの 源流が形作られている。

#### (4) ラージャパクサー族の人事掌握

集権化現象の一側面として懸念が深まっているのは親族支配の進行である。2010年4月の総選挙後の組閣において、ラージャパクサ大統領は国防・経済・国会等、主要な有力ポストに親族を次々と任命した。軍・警察の長である国防次官には弟のゴタバヤ・ラージャパクサ国防次官を再任、経済分野の最高権威の一つである経済開発大臣には弟のバジル・ラージャパクサ氏を、国会議長260には兄のチャマル・ラージャパクサ氏を任命している。しかし、ラージャパクサ4兄弟の重要ポストの独占状況について、国民は必ずしも悪行とはみなしていない。そもそもスリランカ独立後の政治史を振り返れば、バンダラナーヤカ家率いる SLFP とセナナーヤカ家率いる UNP という 2 大政治家ファミリーによる家族支配の繰り返しであり、ネポテ

向が伝統的に強い地域)の出身であることに由来していると思われる。

<sup>26)</sup> 国会議長は大統領への弾劾の申し立てが行われた場合、申し立ての書面に署名する権限を有している。

ィズムは慣習的・恒常的に行われてきた謂わばスリランカ政治文化の一面でもある。 それは、大統領選挙プロセスで、野党がラージャパクサ政権の縁故・家族主義・汚職等の問題点を大々的に取り上げたものの、結果は惨敗に終わったことにも示されている。

他方、ファミリーへの集権化には負の側面もある。親族の特別扱いは、即ち極少数の強者とそれ以外の周辺・弱者の権力格差の拡大傾向を色濃く反映しているとも言える。ラージャパクサー族に権限が集中し、「イェスマン」ばかりを側近に据えれば、助言を与えるバランサーの影響力が弱まり、その結果、民主主義の重要要素の一つである権力制御のメカニズムが弱体化する恐れがある。ラージャパクサ政権においては、与党内の閣僚であっても、ラージャパクサー族には物申すことができないまま、気に入られようと盲目的に従っている者が多いとすら言われる。閣僚一人一人の発言力が分散され、弱められている状況は、現在の大臣・副大臣数の多さ(96名)を見れば明らかである。閣僚会議では、ラージャパクサ大統領が提案する方針に閣僚が同調し、押し切られるパターンが恒常化しているとも言われる27。また政府以外の人々(野党・市民社会・学会・メディア等)の政策提言力の弱体化は尚更である。

このように、スリランカ大統領への集権化は、民主的制度に則って進められた面も多分にあるものの、非民主的/権威主義的要素も含んだ「疑問符付きの」状況を 生み出しているとも言える。

<sup>27)</sup> 過去に登場した強権的な政権と比較の上でも、ラージャパクサ政権は人事面での集権指向で一歩抜きん出ているとの見方もある。例えばスリランカ政治史上最も権威主義的だったと言われるジャヤワルダナ UNP 政権(1977~1989 年)やプレマダーサ UNP 政権(1989 年~93 年)との比較においても、UNP 政権は側近にバランスのとれた意見を持つ者を置いており、今のラージャパクサ政権のように国内の独立機関(市民社会・大学等)の人事や財務・法的地位を強権的に操作しようとはしなかったという話や、またクマーラトゥンガ政権(1994~2005 年)との比較では、中央銀行や学会、司法関係者までも政府の管理下に置こうとしている点で、自由放任主義的であったクマーラトゥンガ前大統領時よりも非民主的であるとの悪評がある(Hensman, Rohini., "1982 all over Again", in <u>Himal South Asia: March 2010</u>., Himalmag.com.

## 3 集権化がもたらしたもの:民族問題の政治的解決の停滞

ラージャパクサ大統領への集権化は否応なしに進んでいる。これは民族問題の解 決の行方にどのような影響を与えるのだろうか。

スリランカにおける民族問題の範囲は、中央から地方への権限移譲、言語政策、経済格差、就業機会など多岐に亘る。しかし、タミル人が歴史的に求めている究極的な要求について、一言で言い表せば、タミル人自らが意志決定できる、という政治的な「自決」である。1950年にシンハラ・オンリー政策が導入され、タミル人が「二流市民」のように扱われて以来、この「自決」に向けた要求は強まる一方であった。その現れこそが、「分離独立」という、謂わば「自律」の最大化を行おうとした LTTE であったとも言える。LTTE が壊滅して以来、この自決の要求はタミル政党に引き継がれたものの、要求のレベルは穏健化され、州議会を単位とした「自律(autonomy)」に引き下がっている。現在の争点は、州議会にどの程度、いかなる権限(事業予算、土地権限、警察権限等)を与えるべきなのか、である。しかし。これについても関係者間でなかなか合意が取れないままである。

それでは、今日のラージャパクサ政権による取り組みはどのようなものなのか。「期待できない」とする悲観的な見方もある。ウヤンゴダ(2007)は、スリランカ独立以来の政府による民族問題への取り組みの歴史を4つのフェーズに分け、和平プロセスが頓挫した2003年から今日までは、第4フェーズの「否定的な時代」に位置づけている28)。和平プロセスが頓挫した時、政府・シンハラ社会にとって、LTTE・タミル社会との「対話」の意義・必要性が否定された、という解釈である。また、ラージャパクサ大統領はシンハラ民族主義が根強い南部州ハンバントタ出身であり、大統領選挙の地方別結果も示しているように、農村部のシンハラ大衆を中

<sup>28)</sup> 第 1 フェーズ(50 年代~1979 年:権限移譲の否定の時代),第 2 フェーズ(1980 年~1994 年:インドによる介入の時代),第 3 フェーズ(1994 年~2003 年:権限移譲を目指すも,抵抗に繰り返し直面した時代),第 4 フェーズ(2003 年~現在:権限移譲に否定的な時代の再来(Uyangoda, Jayadeva, Ethnic Conflict in Sri Lanka: Changing Dynamics, East-West Center: Washington. 2007: pp.19-47。)。

心に保守的な支持層からの人気を得てきた政治家であることから、リベラルな野党 UNP と比較すると、マイノリティに対する権限移譲如何関しては相対的に消極的で、謂わば「権限移譲ミニマリスト」とも言うべき政治姿勢を伝統的に示してきた、とする。

ラージャパクサ大統領と SLFP が保守的な政治イデオロギーに属するとすれば、彼らが今これだけの支持を得ている状況は、裏を返せば、民族問題の解決に向け消極的なシンハラ社会の保守的な態度の現れ、ということもできよう。他方、こうした出自・属性にも拘わらず、ラージャパクサ大統領自身は民族問題の解決の必要性を唄っており、地道な対策を打ち出そうとしてきたことも事実であり、この点も見逃せない。ラージャパクサ大統領こそが現実的視点から国家・シンハラ社会を導いていく指導者となるのだろうか。ここからはラージャパクサ大統領への期待も前提としつつ、集権化が民族問題の政治的解決へ与える影響如何について見ていきたい29)。

#### (1)集権化の利点

楽観的に見れば、集権化を皮切りに民族問題の解決が促進される可能性も十分に ある。期待が持てる主な理由は、次の3点である。

#### (イ) 国会での問題解決の可能性の高まり

第一に、集権化により、国会での憲法修正も含めた大胆な政策を進められる環境が整った。2 大政党が民族問題の解決のあり方についてコンセンサスを取ろうとせず、お互いに足を引っ張り合う政治状況が大きな足枷となってきたことを思えば、今こそ改革の好機である30)。大統領にもその意志はある。第1期では大き

<sup>29) 「</sup>集権化」というと、民主主義世界では否定的なものと見られがちである、しかし、集権化がもたらす結果については、様々な評価・観測がある。例えば、経済発展の観点から所謂「開発独裁」や権威主義体制が民主主義よりも望ましい場合があるとの一般論もあり、一枚岩的な評価はできない(太田辰幸「検証:アジアの政治体制の変化と経済成長」『経営研究所論集第23号(2000年2月)』、東洋大学、2000年、109・144頁)。

<sup>30)</sup> 林明「政治によってつくられた紛争」『アジア読本:スリランカ』河出書房新社、1998 年、 263-270 頁。

な成果は上げることができなかったが、第 2 期目に入り政策を実行する環境は、 益々向上した。こうした中、大統領は民族問題の解決法を国会の場で模索すべく、

「国会選任委員会(Parliamentary Select Committee (PSC))」を国会の下に設置する方針を明らかにし、2011 年 8 月に動議として国会に提出した。新しい取り組みを通じて、地方への権限移譲等が具体的な政策として遂行されていくことが期待される。

### (ロ) 大統領令の行使:「過去の教訓・和解委員会(LLRC)」の活動

第二に、大統領令の下で、新しい取り組みが進められる余地がある。既にラージャパクサ大統領は自らの権限を運用して、民族問題対策の一環として 2010 年 8 月に「過去の教訓・和解委員会(Lesson Learnt and Reconciliation Commission:LLRC))」を新設した。LLRC は和平プロセスが開始された 2002 年 2 月から紛争が終結した 2009 年 5 月までの期間の調査を行うと共に、これからの民族和解に資する方策を関係者が提案できる場となっている。LLRC は、全国で公聴会を実施しており、政府軍関係者、市民社会、戦争の被害を受けたタミル住民まで、実に多様な人々に証言・提言の機会を与えている。LLRC の公聴会の内容は連日メディアでも報じられ、言語政策、戦争の被害を受けたタミル人国内避難民(Internally Displaced People(IDP))の再定住問題への対応等、様々な課題が議論された。LLRC は 2011 年 11 月 15 日までに報告書を纏め、大統領に提出する予定である31)。

#### (ハ) タミル政党との歩み寄り

第三に、タミル政党、特に2010年4月の総選挙で最大の議席数(14議席)を獲得し、改めてタミル人の政治代表として認知されるに至ったTNAとの歩み寄りである。LTTEと政府の力関係がほぼ一対一と考えられた時代、元々LTTEの政治的代弁者とも言われる存在であったTNAとの歩み寄りは考えられなかった。

<sup>31)</sup> ラージャパクサ大統領は、大統領令の下、様々な政治的解決や人権調査に関する様々な委員会を設置してきた。しかし委員会からの報告書が提出されても何ら政策に反映したことがない、LLRC についても期待できない、とする批判も強く、今後、LLRC の成果が、今後如何に政策に反映されるのか注目される(2011年11月9日付ラクビマ紙)。

しかし戦後となり、両者間の距離は徐々に縮まりつつある。LTTEの壊滅後、TNAは、かつてのLTTEのような「分離独立」という政治的要求のレベルを引き下げ、LTTEシンパの過激な党員を排除するなど、党の穏健化を進めてきた320。今日、TNAにとって民族問題の政治的解決の主要点とは、「統一されたスリランカ(the united Sri Lanka)」の中での「州(province、注:1987年にスリランカ・印政府が協力して策定した第13次憲法修正下で定められた地方の権限移譲の単位)」を単位とする自治・自律(autonomy)となっている。

政府との直接協議の機会も増えている。2010年の国政選挙を終えて以降、TNA は政府に譲歩する姿勢を強めるようになった。同年 6 月には、TNA はラージャパクサ大統領と直接会談を行い、2011年 1 月からは政府代表団と月 1 回のペースで直接協議を行うようになった。こうした TNA の柔軟化・現実主義化の最大の理由は、ラージャパクサ政権が 2010年より引き続き政権運営の座に就くことが正式に決まり、かつ同政権の圧倒的人気の存続・権力集中という状況の継続が決定したことであろう。いかにタミル人の政治的代表と言えども、政府と建設的な関係を築かざるを得ないという認識が強まっていることは間違いなく、今後の進展が期待される。

#### (2) 集権化の反作用・副作用

他方、悲観視せざるを得ない点もある。LTTE が打倒されて以来,民族問題の解決はかえって遠のいた,と見る見方も強い。ラージャパクサ大統領は国民からの圧倒的な人気を得たことで権力集中に明け暮れ、民族問題に正面から取り組まなくなった、というのである。このように批判的見方に立てば,とりわけ以下の点が懸念される。

<sup>32)</sup> タミル人からの政治的要求は、時代と共に変化してきた。1970 年代~1990 年代にタミル民族運動を主導した武力組織 LTTE は、暴力化するに従って政治的要求を強め、タミル人への平等な権利の付与だけでなく、スリランカ国家からの「分離独立」まで求めた。しかし 2002年の和平合意締結以降、LTTE も「分離独立」という最大の政治的要求を一時的取り下げ、「単一国家の下での連邦制の導入」にまで要求レベルを引き下げた。結局、LTTE は分離独立の夢を最後まであきらめないまま壊滅した。

### (イ) 全政党代表者会議 (APRC) の断念

第一に、ラージャパクサ大統領は、任期第1期目における民族問題解決の目玉であった「全政党代表者会議(All Party Representative Committee(APRC))」プロセスが内実的に失敗に終わったことを受けて、プロセスの活用を断念してしまった。APRCは、権限移譲の更なる最大化を目指し、全政党代表者を集結・協議させ、各党の合意の下に必要な権限移譲のあり方・措置を模索することを目指すものであった。しかし、APRCプロセスは、主要野党(UNP、JVP、TNA)の非協力・ボイコットに会い、実質的には形骸化されていた。APRCは2008年の設立以来、174回に及ぶ会合を経て、ようやく2009年8月、待望の最終報告書がラージャパクサ大統領に提出されたものの、最後まで主要野党の参加が得られず、彼らの意見が反映できなかった。こうした状況を受けて、結局、ラージャパクサ大統領は大統領選挙の直前(2010年1月)に、「APRCプロセスは、UNPやTNAといった主要政党からの同意が得られず、実現には至らなかった33)」とこれまでのプロセスを断念する発言をした。本プロセスが今後如何に活かされるのか、前途不透明なままである。

#### (ロ) 憲法修正の機会逸失

第二に、国会における憲法修正の機会の逸失である。民族問題の解決に向けた制度改革を行う上で、憲法修正は、重要な方途である。しかし、政府が 2010 年 9 月に可決させた第 18 次憲法修正案には、期待されていた民族問題の解決に関する内容は除外され、関係者を落胆させた。他方、大統領の 3 選禁止制度の撤廃及び大統領の人事権の強化という、ラージャパクサ大統領が権限を強化・維持のための内容が優先された。ここに政府における民族問題の解決の優先順位の低さが浮き彫りとなり、大統領が権限の維持・強化がラージャパクサ大統領の大きな狙いなのだという印象を、国内外に与えた340。しかし政府は、憲法修正は今後も行

<sup>33) 2010</sup>年1月26日付デイリーミラー紙。

<sup>34)</sup> クローリー米国務省報道官は第18次憲法修正の可決直後に、「第18次憲法修正は、(大統領 の権力に対する) チェックアンドバランス機能を除去し、民主主義の規範を弱体化させてしまう内容となっており懸念している」と発言した(2010年9月13日付デイリーミラー紙及

うと述べている。第 18 次憲法修正については、実現し易いものから実施したまでであり、ラージャパクサ大統領の任期第 2 期中に数度に分けて段階的に行っていく、と説明している。今後、最も注目されるのは、大統領選挙キャンペーンに公言していた「第 13 次憲法修正プラス」、即ち、地域・民族バランスに配慮した第二院の設置がなされるかどうか、である35)。しかし、この「第二院」がどういう内容となり、いつ動いていくのかは不透明なままである。

#### (ハ)政治制度改革よりも開発?

第三に、民族問題を政治領域での解決を回避する傾向である。ラージャパクサ大統領は、2010年1月の大統領選挙前後に「開発を進めれば民族問題の解決に資する」との主旨の発言を繰り返し行い、政治的解決への照準を回避する発言を繰り返すようになった。

「全てのスリランカ国民にとっての平和の実現は 2 期目における優先事項であるが、しかし、その前に基本的ニーズが充たされなければいけない。全てのものは開発の中に淘汰されるだろう (2010 年 1 月 20 日記者団への発言)。

「これからは何よりも開発である。そしてその後に (and then)、人々の心を掴む ことが重要である。スリランカは今や統一国家であり、全ての民族が開発の恩恵を 受けるようでなければならない。特定の地域や民族に恩恵が偏るようではいけない (2010年11月22日ヒンドゥー紙インタビュー)。」

今やラージャパクサ大統領は、政治制度の変革を避け、経済開発にすり替えているのではないか、との懸念が広がっている。経済発展した国では民族問題が民族紛争には発展しない、民族紛争の再発を予防するには、経済開発を進めさえすればよいとの考え方があるように思われる。勿論この説には一理あり、大統領の目指す「開発」が、戦争の被害を受けた北・東部州の人々を中心とした生活苦の改善、地域・民族別に平等な開発を意味するのであれば、極めて重要かつ効果的な提案となるだろう。一方で、開発は民族問題の解決への万能薬とはならず、権

びアイランド紙)。

<sup>35) 2010</sup>年1月13日付デイリーミラー紙。

限移譲の必要等タミル人たちからの伝統的な政治的要求に対する回答とは必ずしも見なしえないと捉えられる恐れもある。更に、北部では政府軍のプレゼンス拡大、政府軍兵士による監視活動強化に伴い、タミル人の安全保障がどうしても必要であるとの議論も根強くある。いずれにしても、開発だけでなく、同時に政治・行政制度の改革にも取り組むべきとの批判は続いていくだろう。

### おわりに

戦後2年間の民族問題への取り組みを振り返ると、LLRCやTNAとの直接協議など新しい取り組みもあるものの、履行された措置より、不履行となったものの方が量的に多いと言わざるを得ない。また質的には、APRCプロセスのような双方向的な協議・対話メカニズムが断念される一方、むしろ大統領主導の一方向的な解決(焦点を開発にすり替え)を指向するようになったとの声もある。

もどかしいことに、ラージャパクサ大統領が、民族問題の解決に向けた大きな障壁とも言うべきシンハラ・ナショナリズムを超えられるか、或いは超えようとしているか、という点がなかなか見えない。それよりは、LTTEを打倒した軍人を英雄視し、それを通じて農村部のシンハラ大衆の支持を得ようとの姿勢の方が目立っている。仮に民族問題の解決がこのまま実質的に進まないようであれば、大統領や政党の権力を拠り所とするナイーブな「超人待望論」は、神話に終わるだろう。大統領に集まった権力は、楽観的にみれば、民族問題の政治解決を実行に移すための資源となるはずであった。他方、悲観的にみれば、権力は民族問題を無視し不履行せしめ得る。権力は、あくまでもこれらいずれかの結果を導く資源に過ぎず、何れの結果となるかは、肝心の「権力のユーザー」、即ち大統領の意志如何にかかっている。集権化と民族問題の解決への努力の欠如というコントラストが続けば、欧米諸国や市民社会との関係改善の障害となり続けるだろう。また、政治制度の観点では、仮にこのままラージャパクサ大統領が民族解決に関心の薄い存在であり続けるならば、同大統領への集権化が進めば進むほど、民族問題を悪化させるリスクが高まり、ま

た権力の制御装置が弱体化するほど、そのリスクの回避が困難になる。こうしたスリランカの経験は、民族問題の解決・和解に必要な要件は、政治制度、特に大統領を中心とした政策実行能力だけではないことが示されることになる。ラージャパクサ大統領は2016年11月まで在任する見通しである。その間、民族問題の政治的解決の進展の見通しは暗いままとなるのだろうか。仮に何らかの取り組みが見られた場合、紛争の軍事的解決で勢いに乗ったラージャパクサ大統領が一方向的な解決指向を抑制できるのか、或いは解決に向けた意志決定プロセスがタミル人との対話を通じた双方向的なものとなるのか。戦後、時間が経過するに連れ、国内の経済や労働賃金の問題の比重が高まってきている中、UNPら野党が盛り返せば、第三勢力とも言うべきマイノリティ政党たちの重要性も高まる。こうした点も含め、今後の動向を注目したい。

(筆者は在スリランカ日本国大使館専門調査員)